

国際エネルギースタープログラム制度要綱及び制度運用細則改正に対する意見公募 要領

令和2年2月10日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

国際エネルギースタープログラム制度は、スイッチを入れた状態で長時間稼働することの多いOA機器の待機時における消費電力の抑制を目的として、平成7年6月に日本政府と米国政府との間で合意され、それを受け、平成7年10月に「国際エネルギースタープログラム制度要綱」及び「国際エネルギースタープログラム制度運用細則」の制定を行い運用してまいりました。本制度は任意の制度であり、製造事業者や販売事業者等は国に事業者の登録を行い、基準を満たす製品の製品届出書を国に提出することにより、国際エネルギースターロゴを使用することができます。

この度、米国EPAにおいて、ディスプレイ、画像機器、コンピュータサーバに関する新たな基準等の制定を行うことを受けて、日本においても同様の改正をします。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

- 「国際エネルギースタープログラム制度要綱（案）」
- 「国際エネルギースタープログラム制度要綱 新旧対照表」
- 「国際エネルギースタープログラム運用細則 新旧対照表（ディスプレイ、画像機器、コンピュータサーバ）」

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）<https://www.e-gov.go.jp/>
- (2) 窓口での配布
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課（経済産業省別館5階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和2年2月10日（月） ～ 令和2年3月10日（火） 必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下のいずれかの方法で送付して下さい。

(1) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課 国際エネルギースタープログラム担当 あて

(2) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛にお送り下さい。

メールアドレス（経済産業省）： shouene-pub@meti.go.jp

（電子メールの件名を「国際エネルギースタープログラム制度要綱及び運用細則改正に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

